

2021年9月1日

被保険者 各 位

石原産業健康保険組合

被扶養者現況調査の実施について

健康保険法施行規則第50条の定めにより被扶養者の「現況調査」を行い、被扶養者の資格審査を致します。

つきましては、2021年8月6日現在被扶養者を有している方に対して「健康保険 被扶養者現況調査票」を送付致しますので、必要事項記入の上、**2021年9月30日まで（必着）**に内挿の封筒にて各事業所の健保担当まで提出してください。

ご提出の際には案内文記載の添付書類が必要になりますので、遺漏なきよう提出願います。**（高校卒業以上の方は必ず添付書類が必要です）**
お送りしたご案内文をよくご覧の上（両面に掲載）ご提出ください。

なおご提出のない場合は、現在の状況が確認できないために被扶養者の資格を喪失することになりますので、必ず期限までにご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

以上